

保険医療機関及び保険医療養担当規則に規定する厚生労働大臣が定める揭示事項

I 入院基本料に関する事項

- ・ 当院は、一般病棟では急性期一般入院基本料のイ 急性期一般入院基本料 1（西 3 階及び東 5 階病棟を除く）、回復期リハビリテーション病棟入院料においては回復期リハビリテーション入院料 1（西 3 階病棟のみ）、地域包括ケア病棟入院料では地域包括ケア病棟入院料 2（東 5 階病棟のみ）を算定しております。

各病棟の時間ごとの看護要員数については、各病棟に掲示しております。

なお、当院は患者様の負担による付き添い看護は行っておりません。

II 関東信越厚生局への届け出事項に関する事項

- ・ 当院は入院時食事療養（I）の届け出を行っております。

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食時においては 午後 6 時以降）適温で提供しています。

入院時食事療養（I）（1）…（2）以外 670 円（1 食につき、1 日 3 食を限度）

入院時食事療養（I）（2）…流動食のみ 605 円（1 食につき、1 日 3 食を限度）

特別食加算：76 円（1 食につき、1 日 3 食を限度） 食堂加算：50 円（1 日につき）

- ・ 明細書の発行に関する事項について

医療費の内容のわかる領収書及び個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で交付しております。

※なお、不要の方はお申し出ください。

- ・ 保険外負担については、別にその料金を掲示しております。

III その他

- ・ 医療、介護、医療安全等にかかる相談・支援を行っております。窓口は、患者サポート室（1F）医療安全管理室（2F）となります。
- ・ がん相談支援センターを設置しております（予約制）。窓口はがん相談支援室（1F）です。
- ・ 診療情報の開示については、診療記録開示制度がございます。窓口は医事課（1F）です。